

姫路市立高等学校校舎等整備にかかる
基本構想・基本計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月

姫路市

1 募集の概要

(1) 業務名称

姫路市立高等学校校舎等整備にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

姫路市立高等学校（以下「市立高校」という。）は、姫路市立姫路高等学校・琴丘高等学校・飾磨高等学校の発展的統合校として令和8年4月に開校した高等学校である。

市立高校は現在、姫路市立姫路高等学校の校地において1学年9クラス360人に対し、教育活動を行っているが、今後、新校舎を旧中央卸売市場跡地に整備し、移転する計画である。

本業務は、市立高校の校舎等整備にかかる基本構想・基本計画の策定に必要な調査、検討及び素案の作成等を行うものであり、基本構想・基本計画において決定する整備コンセプトや校舎等施設の機能、学習空間のあり方は、質の高い高等学校教育を進めていく上で根幹をなすものである。

また、市立高校の整備にあたっては、社会とのつながりを教育に活かすことができる良好な教育環境の構築に加え、市立高校を地域から親しまれる開かれた学校とするなど、市立高校及び周辺インフラ（駅前広場や周辺道路等）の整備とあわせて地域の魅力向上につなげていくことが重要な視点であると捉えており、それらの視点を踏まえつつ、経済性、安全性、周辺施設との連動性、地域への影響または効果などを本業務委託で検討するものである。

(3) 業務対象、敷地の概要（別紙1位置図を参照）

ア 敷地の位置 姫路市延末字惣水274番1ほか76筆（旧中央卸売市場跡地）

イ 敷地面積 58,296㎡

ウ 用途地域等 準工業地域、大規模集客施設制限地区

エ 指定建ぺい率、容積率 60%、200%

(4) 業務内容

要求水準書のとおり

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

27,000千円

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。なお、共同企業体の参加も可とする。

【単体企業の参加資格】

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日

制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。)第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「各種調査計測」の業種のうち、詳細業種「建築コンサル関係」について競争入札に参加する資格を有していること。

(4) 公告の日において、法人にあつては、姫路市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

(5) 公告の日から契約相手方決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(9) 平成28年4月1日から令和8年3月末までに完了した、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人が発注した、学校施設(学校教育法第1条に規定する学校をいう。ただし、幼稚園を除く。)の新築、改築又は増築工事(工事対象建築物の延べ

面積が6,000㎡以上のものに限る。)に係る基本計画又は基本設計の業務のうち、いずれかの履行実績を元請として有すること。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。

- (10) 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者として、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者をそれぞれ1名選任すること。ただし、参加申込時点で3ヶ月以上の直接雇用関係にある者であり、兼任することはできない。

【共同企業体の参加資格】

- (1) 共同企業体の構成員数は、3者以下であること。
 (2) 代表企業は、出資割合が最大であること。
 (3) 出資比率は、各構成員について、構成員が2者のときは100分の30以上、3者のときは100分の20以上であること。
 (4) 代表企業は、上記の「単体企業の参加資格」(1)～(10)の要件をすべて満たすこと。その他の構成員は上記の「単体企業の参加資格」(1)～(8)の要件をすべて満たすこと。
 (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員又は他の単体企業を兼ねていないこと。

3 プロポーザルに関する担当部局等

- (1) 担当部局

姫路市教育委員会事務局教育企画室（以下「教育企画室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2773

- (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年（2026年）5月25日（月）から 令和8年（2026年）7月23日（木）まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	教育企画室 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033065.html)

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年5月25日（月）
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年6月5日（金）
3	参加資格確認結果の通知	令和8年6月8日（月）
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年6月16日（火）
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年6月19日（金）
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年7月6日（月）

7	契約候補者の特定、契約候補者の通知	令和8年7月10日（金）
8	契約相手方の決定	令和8年7月16日（木）（予定）
9	契約締結予定	令和8年7月23日（木）（予定）
10	審査結果の公表	令和8年7月24日（金）（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

【単体企業の場合】

- (ア) 参加表明書（様式1-1）
- (イ) 業務実績調書（様式1-2）及び履行実績を証するもの（契約書及び業務内容のわかる書類の写し）
- (ウ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (エ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2、法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）
- (オ) 関連企業申告書（様式1-3）
- (カ) 選任する一級建築士の資格登録を証する資料の写し

【共同企業体の場合】

上記「ア 提出書類」の(ア)～(カ)に加え、

- (キ) 共同企業体結成届（様式1-4）
- (ク) 共同企業体協定書（様式1-5）
- (ケ) 委任状（様式1-6）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）5月25日（月）から 令和8年（2026年）6月5日（金）まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	教育企画室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033065.html ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。

なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

教育企画室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年5月25日（月）午前9時から同年6月5日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付期間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年6月8日（月）までに参加資格確認通知書を参加表明書に記載されたアドレスへ電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月16日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により教育企画室に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kyo-kikaku@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年6月16日（火）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年6月19日（金）午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市立高等学校校舎等整備にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4-1から4-7には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵送事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

教育企画室

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年6月9日（火）午前9時から同年7月6日（月）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではな

- い。
- イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。
- ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。
- エ 提出された提案資料の差替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路市立高等学校校舎等整備にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。
- ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。
- エ 審査委員会において、提案資料の内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

各委員が下表の各評価項目について評価を行い、項目点の合計を委員の人数で除したものを（小数点以下三位を四捨五入する。）を評価点とする。

項目	評価基準	着眼点	配点
1 信頼性 30点	(1) 同種・類似業務の実績 ※様式4-1	受託業務の内容など、実績・経験は十分か	10点
	(2) 業務実施体制 ※様式4-2	要求水準書を踏まえた上で、効果的な人員配置体制となっているか	5点

	(3)担当技術者の業務実績 ※様式4-3	管理技術者、主任技術者が携わった業務の内容など、実績・経験は十分か	5点
	(4)業務スケジュール ※様式4-4	業務処理手順を示す実施フローや工程表等の明確性・妥当性について、業務完了までのスケジュールは適切な設定となっているか	10点
2 理解度 20点	(5)業務実施方針 ※様式4-5	姫路市の教育関連計画等を踏まえた上で、本業務の意義や本市の意図を理解しているか	10点
		業務実施方針は目的を達成するために具体的な内容となっているか	10点
3 企画力 40点	(6)評価テーマ① 学習空間デザインに関する提案 ※様式4-6	次世代の人材を育成する学び舎として、生徒の興味・関心に応じた主体的な学びや対話を促す仕掛けなど、教育環境の質的向上を図る提案となっているか	15点
		将来の転用・拡張性を見据えた柔軟な空間構成の考え方があるか	5点
	(7)評価テーマ② 施設整備コンセプトとゾーニングに関する提案 ※様式4-7	周辺施設との連動による教育施設としての機能向上に加え、地域の魅力向上に寄与する施設整備コンセプトとなっているか	10点
住環境、日照、交通、景観等への影響を抑制しつつ、教育効果を高めるとともに、地域に開かれた学校を整備する上で、セキュリティラインを考慮したゾーニングとなっているか		10点	
合計			90点

※1 「1信頼性の(1)同種・類似業務」の対象業務は次のとおりとする。

同種業務	2参加資格(9)に掲げる履行実績のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校のもの。
類似業務	2参加資格(9)に掲げる履行実績のうち、上記の同種業務を除いたもの、及び公共建築物(工事対象建築物の延べ面積が6,000㎡以上のものに限る。)の新築、改築又は増築工事に係る基本計画又は基本設計業務の履行実績を元請として有するもの。

※2 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00

B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式5に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$10 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{全提案中最低の提案金額}}{\text{当該提案者の提案金額}} \right)$$

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の平均点と提案金額に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年7月10日（金）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年7月16日（木）午後4時までに、本件業務の見積書を教育企画室に提出すること。

キ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和8年7月24日（金）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切

受け付けない。

1 0 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により教育企画室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第232号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を受託希望金額として提案した者又は0円以下の金額を受託希望金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任

は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙【記載例】のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を教育企画室まで提出すること。なお、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>）
- (7) 本業務の実施にあたり、関係機関との調整に不測の日数を要する場合や、その他やむを得ない事由により年度内の完了が困難と見込まれる場合は、予算の繰越しに係る議会の議決を経た上で、業務期間を延長することがある。

公募型プロポーザルの審査結果について

令和8年5月25日付で公募型プロポーザルの公告を行った「姫路市立高等学校校舎等整備にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託」について、姫路市立高等学校校舎等整備にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会の審査の結果、下記のとおり受託者を特定し、契約を締結したので公表します。

記

1 参加者（五十音順）

株式会社 □□□□

△△△△ 株式会社

株式会社 ◎◎◎◎

株式会社 ○○○○

2 契約相手方名

株式会社 ◎◎◎◎

3 契約金額

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（税込）

4 契約締結日

令和●年●月××日

5 審査結果

評価項目		A社	B社	C社	D社	配点
信頼性	(1)同種・類似業務の実績					10
	(2)業務実績体制					5
	(3)担当技術者の業務実績					5
	(4)業務スケジュール					10
理解度	(5)業務実施方針					20
企画力	(6)評価テーマ①					20
	(7)評価テーマ②					20
価格に関する評価						10
総合評価点 (合計)						100
備考						

※小数点以下第三位を四捨五入して表記しています。なお、審査については四捨五入を行わず実施しております。

6 審査の講評